

第1章 高齢者虐待とは

子どもからお年寄りまでのすべての人は、自分が人として尊重され、自分の安心できる場所で、自分に自信を持って生きていきたいという望みを持っています。しかし、不幸なことに何らかの理由でそれがかなわなくなる時があります。

いつの間にか家族や親しい間柄の人から軽んじられたり、無視されてしまう、また信じていた人に騙されてお金を取られたり、実の子どもや配偶者などの身内から言葉や直接的な暴力をふるわれている等の悲しい事件は、テレビや新聞などで報道され、社会問題になっています。とりわけ、超高齢社会へと向かっている昨今、高齢者がこのような事件に巻き込まれることも稀なことではなくなっています。

誰もが年齢を重ねていきます。いくつになっても尊厳が守られ、安心して暮らすことのできる社会の実現のために、私たち一人ひとりが力を出し合い互いに支えあうことが大切なことなのです。

1 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳が傷つけられる行為」です。時として、虐待をする側には、自分が虐待しているという意識がないことがあります。また、虐待を受けている高齢者もそれが虐待であると思っていないこともあります。

しかし、ひとつはっきりしていることは、意識する・しないに関わらず、虐待を受けている高齢者は、日々、心身が傷つき、生きる気力を奪われる辛い毎日が続くということです。また、こうした状態が続けば続くほど、心身に及ぶ被害はより大きく深刻なものになります。

私たちは、一刻も早く、このような事態に気付いて、状況をしっかりと見極め、解決に向けて適切な方策を考え、それを実行に移す必要があります。

(1) 高齢者虐待防止法の目的

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、市町村を始め高齢者に関わる人々が虐待を防止する対策を行う際の法的な根拠として、平成18年4月1日から施行されています。

この法律は、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」を目的に、まず、高齢者を「65歳以上の者」と定め、高齢者虐待を 養護者による高齢者虐待 養介護施設従事者等による高齢者虐待と定義して、この両方を取り扱うことにしています。

また、この法律で重要なことは「養護者への支援」も法律の中で明記されていることです。

高齢者虐待では、虐待の発生と、家族等が抱える過度の介護負担、そこから生じるストレスとが深く関係していることが考えられており、虐待を受けた側だけではなく、虐待をした側への支援も大切な視点だということが盛り込まれています。

(2) 高齢者虐待防止法にみる虐待の定義

養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」(第2条第2項)とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。養護者がその養護する高齢者に対して行う次に掲げる行為を、高齢者虐待と定義しています。(第2条第4項の1)

- イ「高齢者の身体に外傷が生じ、またはその生じるおそれのある暴行を加えること」
(身体的虐待)
 - ロ「高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、八または二と同様の行為放置等養護を著しく怠ること」
(養護の放置・放任)
 - ハ「高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」
(心理的虐待)
 - ニ「高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること」
(性的虐待)
- また、「養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その高齢者から不当に財産上の利益を得ること」(経済的虐待)も高齢者虐待とされます。

養介護施設従事者・養介護事業従事者(注 1)による高齢者虐待

この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」(第2条第5項の1、2)とは、次のいずれかに該当する行為を言います。

- イ「高齢者の身体に外傷が生じ、またはその生じるおそれのある暴行を加えること」
(身体的虐待)
- ロ「高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」
(養護の放置・放任)
- ハ「高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」
(心理的虐待)
- ニ「高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること」
(性的虐待)
- ホ「高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」
(経済的虐待)

注 1 養介護施設従事者・養介護事業従事者

養介護施設従事者	養介護事業従事者
1 老人福祉施設（養護老人ホーム、ケアハウスなど）	1 老人居宅生活支援事業
2 有料老人ホーム	2 居宅サービス事業（ヘルパー、デイサービスなど）
3 地域密着型介護老人福祉施設	3 地域密着型サービス事業
4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームなど）	4 居宅介護支援事業（介護支援専門員等）
5 介護老人保健施設	5 介護予防サービス事業
6 介護療養型医療施設	6 地域密着型介護予防サービス事業
7 地域包括支援センター	7 介護予防支援事業（地域包括支援センター）

高齢者虐待の種類と具体的な例

区分	内容と具体的な例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手で打つ、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛りつける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制をする
介護や世話の放棄・放任	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者の身体に暴行、暴言、拒絶的な対応、心理的な外傷を与える行為と言動で放置等養護を著しく怠ること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、また、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護、医療サービスを、相応の理由無く制限し使わせない
心理的虐待	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	<p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を受けすること。（高齢者の親族を含む。）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する

2 認知症と高齢者虐待の関係

要介護高齢者が増えるとともに、虐待の件数も増えていると言われています。あるアンケートでは、虐待を受けている方の約6割が認知症の高齢者であるという結果が出ています。

認知症の高齢者を介護する場合、養護者は周囲からの理解や協力が得られにくく孤立しがちです。誰にも相談できない、誰に相談して良いのかもわからない中で、肉親が認知症になっていく現実と向き合い、常に心が安まらない日々が続きます。身内であるがゆえに感情をコントロールすることの難しさを抱え、精神的にも身体的にも疲労を蓄積しながら介護を続ける養護者の苦悩は深まるばかりです。こうした場合、家庭という閉ざされた空間で増大するストレスから虐待に至るケースは少なくありません。

【認知症高齢者に対する虐待の例】

危ないから外に出て行かないようにと言っても聞いてくれない。言い争いつかみ合いになり、どうしようもなくなり叩いてしまった。涙が止まらなかった。

徘徊すると探し出して連れて帰るのが大変。最初は一緒に散歩したりしていたが、自分も疲れて散歩には行かなくなった。出て行かれると面倒なので常時鍵をかけるようになった。

本人と一緒にいる(話しをする)とどうしてもイライラしてしまうので、必要な時以外は話しも相手にもせず、無視するようになっている。

死んだはずの人が家に来たと言ったり、何度も同じことを繰り返して聞いてきたりする。自分には認知症だと思えるが、他の親戚が遊びにくるとニコニコといい顔をしてしっかり受け答えするので協力をお願いしても理解してもらえない。悔しいやら情けないやら、バカバカしくなって、食事の支度や衣類の着替え、洗濯にも無関心になってきている。

認知症とわかっているつもりだが、毎日毎日「物や金を盗られた」「アンタがドロボウだ」と言われてしまうと、ついカッとなって静かになるまで怒鳴ったり罵ったりしてしまう。トイレがわからないのかとこままわすもらしたり、放尿をするようになった。腹がたつときは、ズボンをはかせなかったり、オムツを顔に押しつけて反省をさせてしまう。

お金の管理が難しくなったので通帳を預かるようにした。自分の生活も苦しく少しだけ借りたがなかなか戻せず、続けて借りて返せなくなっているうちに感覚が麻痺してしまった。

また、一見虐待が疑われるケースでも、実は誤解であったということも多く見られます。

本人から「ご飯を食べさせてくれない!」「お金を持って行かれた!」などの訴えがあっても、実際は、全くそのような事実はなく、悪者にされた養護者が精神的に追い詰められたあげくに本当の虐待に至ってしまうということも少なくありません。

しかし、これは見方を変えれば、養護者だけではなく、周囲の身内や近隣の人々、関係者等が認知症の高齢者への正しい理解を深めることで、本人、養護者を適切にサポートすることにもつながり、結果、虐待がエスカレートすることを止めたり、さらには虐待を未然に防

ぐことが可能になってくると考えることもできます。

上の例であげたような状況が続き、日常化してしまう前に、適切な対応、養護者の負担をより軽減できるような仕組みにつなげて、本人、養護者の双方にとって良い介護関係が作れるよう援助すること、より望ましい生活環境に整えていくことが重要です。

認知症の方の精神症状や行動障害は、置かれた環境や対応する方法で大きく変化すると言われています。認知症の症状が見られた場合、徘徊や不潔行為等、周囲の人が困惑する問題行動が出現して、どうしようもなくなってからはじめて病院等の専門機関に相談に行くのではなく、これを早期発見、治療開始につなげることで、症状の進行をできるだけ遅らせ、より長く落ち着いた生活を続けることも可能になります。

また、高齢社会の進行に伴い、地域には独居で認知症の高齢者の方々も増えてきています。

認知症は誰にも起こりうる疾病です。皆が認知症を正しく理解し、「他人事」ではなく、「自分たちの身近な問題」と捉えることが重要です。

3 虐待の早期発見

虐待は、その大部分が自宅の外、社会との接触の際に、第三者が異変や兆候に気がつくことで発見されます。保育所や学校等、外出や社会と接触する機会が比較的多い児童に比べ、高齢者は外出の機会も少なく、要介護状態であれば、なおさら家庭内で過ごすことが多いため、様々な問題が外部から見えにくくなります。また、日常生活の多くを家族などに依存している高齢者には養護者からの不適切な扱いから自ら逃れる力や術がないため、それが長く続いて慢性化した場合、無気力・無反応になってしまう傾向にあります。世間体を気にして隠す、どこに相談したらよいかわからないなど、なかなか表面化しにくいいため、発見には相当の困難が伴います。発見の機会を逸すると、事例によってはさらに深刻化、長期化する恐れがあります。サインをキャッチすることは難しいことですが、サインの例を念頭において、早期に発見し、支援につなげることが大切です。高齢者虐待のサインの例を整理すると次のようになります。

苫小牧市「高齢者への虐待発見チェックリスト」

虐待を疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。この他にも様々な「サイン」があることを認識しておきましょう。

【身体的暴力による虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

【心理的障害を与える虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。

【性的暴力による虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	不自然な歩行や、座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
	睡眠障害がある。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	年金や財産収入があることが明白なのににもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いが出来ない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

【介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりの床ずれができています。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

【家族の状況に見られるサイン】

チェック欄	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をします。
	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない。
	福祉や保健の担当者とうつことを嫌うようになる。

【地域からのサイン】

チェック欄	サイン例
	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
	昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている。
	庭や家屋の手入れがされていない、また放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受け等が、一週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払を滞納している。
	天気が悪くても、高齢者が長時間、外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で一人分の弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	道路に座り込んでいたり、徘徊している。

【その他のサイン】

チェック欄	サイン例
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりしている。
	ものごとや自分の周囲に対して、極度に無関心になる。
	睡眠障害が見られる。

対象者 _____ チェック者 _____ 記載日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会 2007年

高齢者虐待防止法では、「養介護施設、病院、保健所その他の高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他の高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」(第5条第1項)と定め、虐待の発見者は生命または身体に重大な危険が生じているか否かを判断し、そのような場合は、すみやかに、市町村に通報しなければならないとしています。

しかし、この法律では、虐待の発見を通報義務者による「通報」と高齢者本人による「届出」に頼っているため、「社会的に弱い立場にいる高齢者」の安全を保障するには、できるだけ高齢者や家族を取り巻く周囲の人々が虐待と疑われるケースを早期に発見し、適切に対応することが求められています。

また、通報者、届出者の安全を確保するため、相談を受けた窓口の職員は、「職務上知りえた事項であって当該通報または届出をした者を特定させるものを漏らしてはいけない」(第23条)とし、通報者、届出者の保護を規定しています。具体的には、虐待をされている側、疑われている側から相談窓口に対して、通報、届出をした人が誰なのかなどの問い合わせが入っても、窓口では一切お答えすることはありません。また、関係者全員にも守秘義務があることは言うまでもなく、安心して正確な情報を窓口伝えていただけるよう細心の注意が払われています。

4 地域における関係者・機関に期待される役割

(1) 地域の役割と対応

地域住民、市民

高齢者虐待防止法では、専門家だけではなく一般の市民、住民の方も「虐待を発見した者は速やかに通報しなければならない(または通報するよう努めなければならない)」とされています(第7条)。地域で虐待が発生した場合でも、事態が深刻にならないように、地域住民の方や、地域で働く方がちょっとした異変にも目を止め、民生委員や町内会の役員、相談窓口(介護福祉課、地域包括支援センターなど)に情報を提供するだけで、早期発見・解決につながるケースが多々あります。

高齢者虐待は人権侵害であり、人としての尊厳を脅かすものですが、誰にでも起こりうることです。虐待の早期発見には、地域住民、市民の皆さんの理解と協力が重要なカギを握ります。

民生委員・町内会・老人クラブ等

民生委員は、高齢者の世帯調査など日頃から家庭の様子などを把握しています。地域の民生委員や町内会等が中心となり、声かけを行う、町内会等の行事に参加してもらうなど、日頃から高齢者やその家族との関係づくりに努め、「良き隣人」として見守ることで、虐待の早期発見や防止にもつながります。虐待があったり、疑われる場合は、市の窓口や地域包括支

援センター等の相談機関に的確につなげます。同時に地域ネットワークの一員として、調査、ケースカンファレンス（ケース検討会議）への出席、フォローアップなどへの協力が求められます。また、介護が必要な高齢者の家族が孤立しないように見守ることや今後虐待に発展しそうな家庭についても見守りの役割が期待されています。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の要として保健・医療・福祉・その他、町内会活動等との連携を図り、地域における支え合い活動を推進しています。特に北海道社会福祉協議会・北海道地域福祉生活支援センター（道内14地区に設置。苫小牧は胆振地域福祉生活支援センター（室蘭）が担当）では、在宅に暮らす高齢者で、認知症等により判断能力が十分でない方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、生活費の管理などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。

（*第5章 高齢者の権利擁護 参照）

（2） 専門機関・相談機関の役割

市町村と地域包括支援センター

高齢者虐待防止法では、相談等の対応について市町村が第一義的責任を有すると規定されています。同時に、地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに事務の一部または全部を委託することができるとされています（第17条）。

また、介護保険法では、権利擁護・総合相談・高齢者虐待防止等の業務を、地域包括支援センター業務及び他の包括的支援事業とともに法人等に委託することができるとされており、多くの場合、市町村から業務の委託を受けた地域包括支援センターがその担当地域における対応の中心となることが期待されています。

しかし、複雑な背景や経過を抱えることが多い虐待ケースは、単独の機関が抱え込んで最終まで対応するには限界があります。こうした場合、ケースに関係する機関や人々がそれぞれ役割分担を行いひとつのチームとして対応することが必要です。地域包括支援センターには、市町村とともに虐待の相談、通報窓口のひとつとして機能すると同時に、チーム対応を行う際のコーディネーター役として機能することが求められています。

同時に、法が定める高齢者虐待の防止における実施責任は市町村にあること、また、虐待が疑われる家庭への立入調査権の行使や緊急やむを得ない場合における措置の実施等、行政でしか行えない対応もあるため、苫小牧市では、委託先の地域包括支援センターに対応の全てを任せきりにすることなく、担当する介護福祉課と地域包括支援センターとが緊密に情報交換、検討を行いながら虐待対応に協働して取り組んでいます。

警察

警察は地域の治安と市民の安全を守る、身近にあって頼もしい行政機関ですが、高齢者虐待の防止に際しても心強い存在です。「各種警察活動で認知した全ての高齢者虐待事案を速やかに市町村に通報するとともに刑罰法令に抵触する場合は適切に事件化し、抵触しない場合

も加害者へ指導・警告するなどの措置を講じること」とされています。

同時に、市町村長は、高齢者の居所、または住所への立入調査に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができることが規定されています。そして警察署長は高齢者の生命または身体の安全を確保するために必要と認められるときには、市町村長の要請による立入調査への同行、当該調査中の動静監視等の間に違法な行為があれば、検挙・警告等必要な措置を講じることとされています。

上記のほか、警察組織内部での連携、「高齢者虐待防止ネットワーク」への積極的な参加など、虐待の防止に大きな役割を担っています。

医療機関、介護・福祉の施設や事業者

病院や診療所、老人ホームやデイサービス、リハビリ施設などの専門機関では、日頃から高齢者が利用されることが多く、診療や介護を提供する場面では、継続した関わりの中で高齢者の身体を細かく観察することが可能であり、高齢者の身体、心理面に異変が起きていることを察知しやすいと言えます。また、ケアマネジャーや訪問看護、ホームヘルパーなどの訪問系のサービスでは、直接家の中に入ってサービスを提供するため、臭いや部屋の雰囲気など、中の様子を含めて詳細に確認することができます。

実際、こうしたサービスを提供する現場からの発信も虐待に関わる通報の多くを占めています。

これらのうち、介護施設やサービス提供事業者は、「養介護施設従事者・養介護事業従事者」として、養護者と並んで高齢者虐待防止法の対象として規定されていますが、これは言い換えると、高齢者へのサービス提供に際して、常に高い専門性と倫理を持って事業を行う、または従事することを求められているのです。